

平成 1 7 年 4 月

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく
書類の提出先等についてのお知らせ

平成 1 7 年 4 月 1 日付けで、経済産業局の産業保安部門である電力安全課及び保安課は原子力安全・保安院の地方組織である鉱山保安監督部に統合し、新たに産業保安監督部が発足しました。

これにより、「関東経済産業局資源エネルギー環境部保安課」は、「関東東北産業保安監督部保安課」に組織変更しました。

これまで、「関東経済産業局資源エネルギー環境部保安課」に提出していただいていた「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく書類の提出先等が、別紙のとおりに変更になりましたので、お知らせします。

関東東北産業保安監督部 保安課

住 所：〒330 - 9715

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1

さいたま新都心合同庁舎 1 号館

電 話：0 4 8 - 6 0 0 - 0 2 9 4(直通)

F A X：0 4 8 - 6 0 1 - 1 3 1 7

なお、保安課の執務室は、8 階から 1 1 階に移動しております。